

日本版DMO登録手続きの流れ

日本版DMO候補法人登録申請（日本版DMO形成・確立計画の提出）

日本版DMO登録要件

- （1）日本版DMOを中心として観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形成
- （2）データの継続的な収集、戦略の策定、KPIの設定・PDCAサイクルの確立
- （3）関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整・仕組み作り、プロモーションの実施
- （4）法人格の取得、責任者の明確化、データ収集・分析等の専門人材の確保
- （5）安定的な運営資金の確保

各項目について「今後該当予定」でも登録可能

日本版DMO候補法人登録

▶ 事業報告書の提出（随時）

※「各登録要件に対する自己評価」が全て「今後該当予定」ではなく「既に該当」になっていることが必要

▶ 日本版DMO形成・確立計画を必要に応じて更新（随時）

▶ 必要に応じてヒアリングを実施

日本版DMO登録要件が全て充足されていることを確認

日本版DMO登録（平成29年9月以降、概ね四半期に1回程度まとめて登録・公表（登録証交付））